

令和6年度（2024年度）予算編成方針その2

令和6年度（2024年度）予算は、市政の円滑な運営を第一義として、令和5年（2023年）9月13日通知の「令和6年度（2024年度）予算編成方針」を引き継ぎ編成する。

ただし、市長公約に掲げた政策の具体化や新たな政策の予算化を検討する時間がないことから、以下の取組により令和6年度（2024年度）当初予算はいわゆる「骨格予算」とする。

- 1 市長公約に掲げた政策の具体化及び新たな政策の予算化について、緊急性がある場合を除き、令和6年度（2024年度）6月補正予算以降で対応すること。
- 2 令和5年（2023年）9月13日に通知した「令和6年度（2024年度）予算編成方針」に基づき要求した新規・充実の取組及び大型事業のうち整備未着手の取組について、当初予算では原則計上しないこと。
- 3 全ての既定事業について、市長公約との整合性を点検すること。

なお、「骨格予算」の対象経費は別表1のとおりとする。

また、上記2のうち、別表2に該当する取組については予算化する。

別表 1

骨格予算の対象経費

- 1 人件費、公債費、扶助費などの法令、条例及び契約等に基づく義務的な経費
- 2 経常的な事務事業及び公共施設の管理運営に係る経費
- 3 指定管理料、学校施設立替施行償還分などの債務負担行為解消経費
- 4 経営改革関連経費
- 5 各部課の経常的な庶務経費

別表 2

新規・充実の取組及び大型事業のうち整備未着手の取組であるもののうち、予算化の対象とする取組

- 1 市民生活に直結し、既の実施しており、継続することで効果を発揮する取組
- 2 国・東京都との連携、予算措置に応じた取組
- 3 実施時期や工期の関係から 6 月補正予算では間に合わない取組
- 4 緊急性を要する、市民生活の安全安心に係る取組